

未定稿

子どもの笑顔のために

～いじめとはどんなもの？～

- 保護者の皆様。
- 皆さんは、いじめを受けたことがありますか。逆にいじめをしてしまったことはありますか。
- 子どもたちをいじめから守り、子どもが笑顔で毎日を過ごせるようにするためには、子どもの周りの大人の協力が不可欠です。
- 保護者の皆様にも、いじめ防止対策推進法を正しく理解していただき、一緒に子どもの笑顔を守りたいと思っています。

1

別添資料③

いじめは、
いじめを受けた児童生徒の
教育を受ける権利を著しく侵害し、

その心身の健全な成長及び人格の形成に
重大な影響を与えるのみならず、

その生命又は身体に
重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

- いじめは・・・
- これは、文部科学大臣が決定している「いじめの防止等のための基本的な方針」の中の「はじめに」にある文章です。
- いじめを軽く見るのではなく、どんないじめも見逃さず、早い段階で対応できるようにしましょうという意味です。

2

いじめは、
「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」
という共通認識をもち、

社会全体で、
子どもたちを見守り、健やかな成長を促すため、
学校関係者と家庭、地域との連携が必要です。

より多くの大人が、
子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、
学校と家庭、地域がしっかりと協力していきましょう。

- シートを読む
- そのために、いじめを正しく理解し、社会全体で共通認識をもつことが重要です。

○ このように、子どもの悩みや相談をより多くの大人が受け止めることができるように、広島市では関係機関が集まっていじめ問題について話し合う協議会があります。

3

広島市いじめ問題対策連絡協議会とは

構成組織

「広島市教育委員会」 「広島市立小・中・高等学校長会」
「広島市児童相談所」 「広島法務局」
「広島県警察」 「広島県臨床心理士会」
「広島弁護士会」 「広島市PTA協議会」
「広島医師会」 「広島県社会福祉士会」
「広島人権擁護委員協議会」 計11機関及び団体

活動内容

いじめの未然防止、いじめの
早期発見及び認知したいじめ
への対応について協議

参考

いじめ防止対策推進法第14条第1項

令和4年度版
カード&ポスター

- それは、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」です。
- いじめ防止対策推進法を踏まえて本市が設置した協議会で、広島市では、計11機関及び団体で、年数回集まり、いじめを未然に防止したり、いじめを早期に発見、対応したりすることについて協議しています。
- 身近なところでは、広島市にある、公立、国立、私立の学校に在籍している全ての児童生徒に、相談できる電話番号やLINEを紹介するカードを配ったり、学校など子どもたちが集まりそうな場所にポスターを貼ったりしているのが私たち、広島市いじめ問題対策連絡協議会です。
- 最初にメッセージをお伝えしましたが、いじめから子どもたちを守るためには、いじめを正しく理解し、社会全体で共通認識を持って連携する必要があると考えています。
- 今日は、いじめについて、「いじめ防止対策推進法」をもとに、いじめについて一緒に考えていけたらと思います。よろしくお願いたします。

4

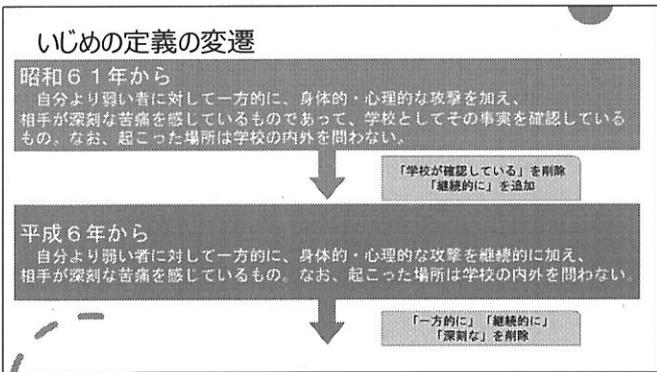
トピック

- 1 いじめとは？
- 2 いじめの構造
- 3 子どもを守るために
- 4 ネット上のいじめ
- 5 いじめのサイン

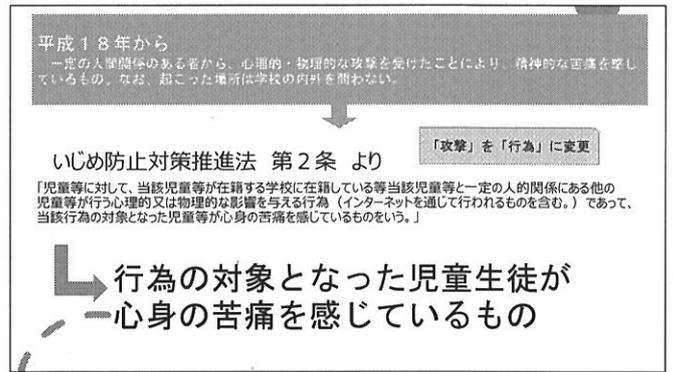
○お話しさせていただく、トピックです。
 ○まずは、いじめは社会問題の1つとして、毎日のようにニュースや新聞で報道されます。そもそも、いじめとは、法律でどのように定義されているのでしょうか。
 ○そこで、まずは、「1 いじめとは？」と「2 いじめの構造」というトピックで改めていじめについて説明します。
 ○次に、いじめ防止対策推進法が平成25年にできましたが、その中で、子どもを取り巻く大人たちがすべきことが書かれています。そこで、「3 子どもを守るために」「4 ネット上のいじめ」について、法律で書かれている、いろいろな立場の大人の役割について説明します。
 ○最後に、子どもをいじめから守るために、いじめのサインをキャッチし適切に対応することが求められています。
 ○しかし、子どもが発するサインは本当に小さなものもあります。そこで、「5 いじめのサイン」とは、どんなものがあるか、説明したいと思えます。

トピック 1
いじめとは？

○まずは、「いじめとは？」です。
 ○実は、いじめの定義は時代とともに変わってきています。
 ○そこで、いじめの定義の変遷を見ていきましょう。

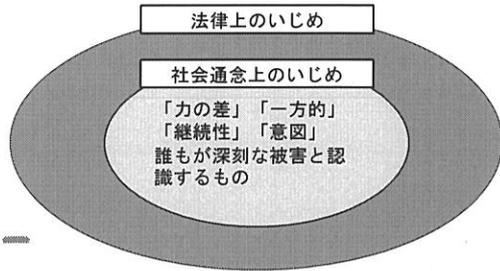


○さて、みなさんが子どもだったころは、どの定義で学校は対応していたのでしょうか。
 ○昭和61年の定義では、いわゆる「弱者いじめ」と言われたように、「弱者に対して」「一方的に」といった言葉があります。
 ○また、それがいじめかどうか、学校が事実を確認しないと、いじめだとは言われませんでした。
 ○そして、平成6年の定義です。
 ○ここでは、「学校が確認する」はなくなり、「いじめられた児童生徒の立場に立つて」となりました。
 ○しかし、「継続的に」という言葉が入り、いじめは悪質なものの認識はまだありました。
 ○そこから、「一方的に」や「継続的に」、「深刻な」という言葉が削除され、(クリック)



○平成18年の定義は、このようになりました。
 ○そして、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、法的に定義が決められました。
 ○法律の言葉になっているので、少し難しいですが、要するに「(シートを読む)」は、いじめだということです。
 ○先ほどの平成18年の定義との違いは「攻撃」が「行為」に変わっていて、悪意などの有無に関係なく、どんな気持ちであれ、行った行為そのものがいじめになると幅広いものへと変更されています。
 ○このように、皆さんが子どものころの「いじめ」の定義とは本当に変わっていると思います。
 ○子どもを守るため、子どもが何に悩んでいるのか、その悩みが小さな時から、大人が適切に悩みに気付いて支援できるようにするために、いじめを広くとらえるようになりました。

これっていじめ？



○したがって、社会通念上、「力の差」だったり、「一方的」だったり、「継続性」「意図」など、誰もが深刻な被害と認識するような行為、攻撃をいじめととらえるものよりも、現在の学校では、広くいじめを認識し、いじめの取組を行っています。
○そうすることで、いじめが、いじめられている子どもにとって、重大なことになってしまうまえに、適切に対応していくようにしています。

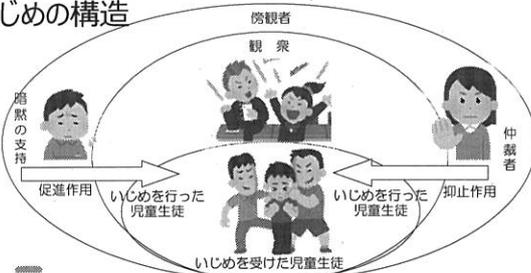
9

トピック 2 いじめの構造

○これは、皆さんも子どもの頃にあったかもしれません。
○「いじめの構造」です。

10

いじめの構造



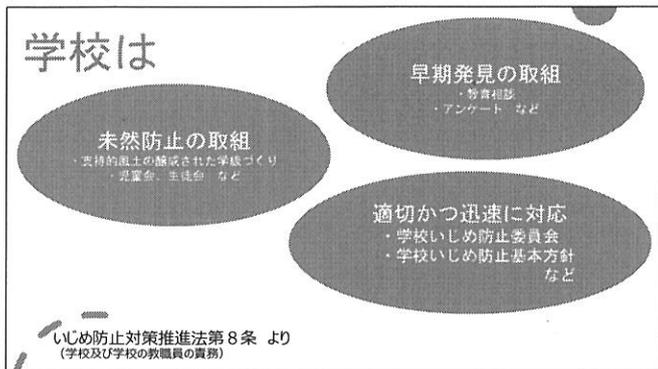
○このように、クラスでいじめが起こったときに、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒だけでなく、いじめの加害行為やいじめを行っている児童生徒をはやし立てる者、そして傍観者の中に、いじめを知っているが何もしない「暗黙の支持」そして、いじめを止めようとする「仲裁者」の5つの立場が存在します。
○学校は、いじめを行った児童生徒だけでなく、それをやし立てる者、知っていながら何もしない「暗黙の支持」も、いじめを受けた児童生徒にとっては、いじめに加担する行為として、指導を行うようにしています。

11

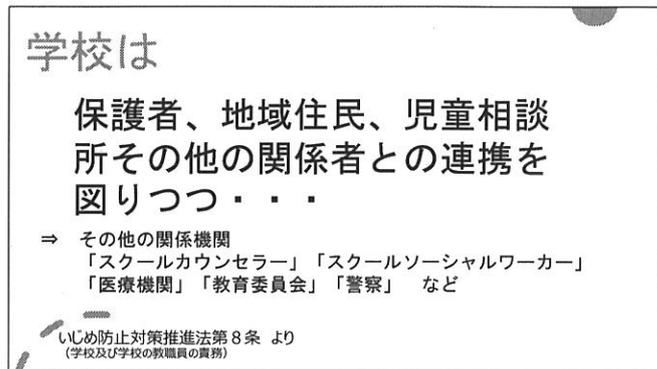
トピック 3 子どもを守るために

○では具体的に、いじめから子どもを守るために、何ができるのか、何をしなければいけないか。
○いじめ防止対策推進法から、子どもに関わっている大人、特に学校と保護者の役割について説明します。

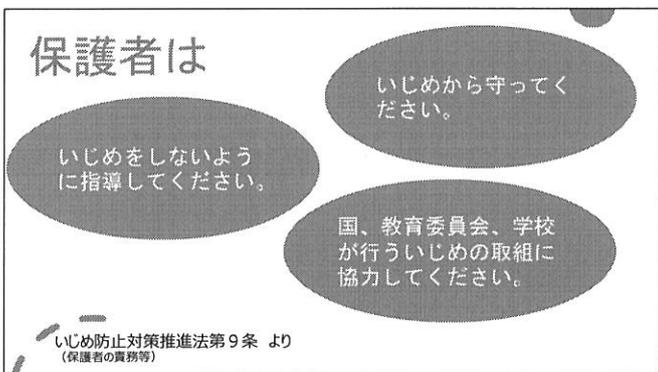
12



- まずは、学校の役割、責務です。
- 学校では主に3つの取組をします。まずは、未然防止の取組として、そもそもいじめを生まない集団づくりをします。
- そして、早期発見の取組として、教育相談やアンケートを通して、子どもたちの悩みを素早くキャッチします。
- さらに、いじめをキャッチしたときには、適切かつ迅速に対応します。
- これについては、更に細かくいじめ防止対策推進法に定められています。
- 大きく2つあって、1つは、学校いじめ防止委員会を設置し、先生個人ではなく、学校全体が組織で子ども一人一人を守っています。
- そして、2つめは、学校いじめ防止基本方針を定めることが決まりになっており、学校は、この学校いじめ防止基本方針に従って、いじめに対する取組を行います。
- このように、学校では大きく3つ、「未然防止」「早期発見」「適切な対応」を行います。
- しかし、学校だけで全てのいじめを解消することは難しいのも事実です。
- そこで、このいじめ防止対策推進法第8条の学校の責務の1つに、
(クリック)



- 「保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、」とあります。
- いじめを受けてSOSを発信している児童生徒に気付けるのがいつも学校とは限りません。
- 家でSOSを発信しているかもしれません、帰り道の公園で心配そうな顔をしているかもしれません。そういった、子どもたちのSOSを保護者、地域住民と共有してキャッチする必要があります。
- また、いじめの不安を解消するために、その児童生徒の状況に合わせた対応も求められます。そのため、児童相談所、カウンセラー、ソーシャルワーカー、医療機関などと連携することが必要な場合もあります。
- さらには、事実認定や、いじめを行った児童への指導という観点から、積極的に警察と連携するようにしています。
- このように、学校は、学校だけでいじめの被害から子どもたちを守るのではなく、我々、関係機関と連携することで、より安心できるようにしています。



- そして、いじめ防止対策推進法には、保護者の責務についても、書かれています。これも大きく分けて3つの役割があります。
- まずは、お子様がいじめを行わないようにご家庭での指導をお願いします。もちろん、お子様がいじめをしているのではないかと疑うことはしたくないと思いますし、もし、ひどいいじめを行った場合は、お子様を叱ると思います。
- しかし、先ほど説明したように、いじめは社会通念上よりも広い範囲で定義されています。皆さんも、お子様に対して、「友達が嫌な気持ちにならないように考えて行動するんだよ」などと声をかけていることと思います。こうした声掛けが、いじめ防止につながると考えています。
- 次に、お子様がいじめを受けていると思ったら、いじめから守ってください。いじめの行為に対して一人一人の子どもがどのように受け取るかは人それぞれです。子どもに寄り添って、しっかりと言い分を聞いて子どもを守ってください。
- そして、国、教育委員会、学校が行ういじめの取組に協力をお願いします。
- ご家族で、お子様としっかりコミュニケーションを図られる際に、気になること等があれば、お子様の状況をまずは学校としっかりと情報共有し、一緒に守れるようにしていきましょう。



- このように、学校は、いじめの対応について、法律に従って取組を行っています。
- この法律の中で、ネット上のいじめについての条文があります。
- 「いじめ」は、インターネットを通じて行われるものでも、学校はいじめを積極的に認知し、解決に向けて取組を行います。
- しかし、ネットへの書き込み等は学校生活の場面で行われているわけではないので、いじめの証拠となる投稿が削除されたり、発信者の特定ができなかったりと、この対応については、保護者の協力が欠かせません。
- こうしたことから、法律でも学校の役割と、保護者の役割について決められています。

学校は、児童生徒やその保護者に、必要な啓発活動を行います。

児童生徒又はその保護者は、情報の削除を求めたり、発信者情報の開示を請求したりするときは、必要に応じ、法務局等の関係機関の協力を求めることができる。

いじめ防止対策推進法第19条より
(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

- インターネットを通じて行われるいじめについて、学校に相談があった場合、積極的にいじめだと認定し、取組を行います。
- 学校は、いじめの加害行為が止むように、いじめを行っている児童生徒を指導したり、いじめを受けた児童生徒を支援したりしています。
- しかし、インターネット上に掲載されている悪口を完全になくすることは難しい場合があります。また、加害行為としての書き込みを行っている人を特定することが難しい場合もあります。
- そのような時でも、インターネット上でいじめを受けた児童生徒又はその保護者であれば、インターネット上に書き込んだ悪口等の削除や、書き込みを行った人の情報の開示を求めて、法務局や警察などの関係機関に協力を求めることができます。
- 拡散等の危険を防ぐためにも、早急な相談と、関係機関への協力要請が必要です。

トピック 5
いじめのサイン

- 最後に、いじめのサインについてです。
- 最初にも言いましたが、いじめは身体や生命に重大な危険を生じさせるものとして、子どもに関わる全ての大人が子どもが発する小さなサインを見落とすことなく、大きな影響を及ぼす前に適切な支援を始める必要があると考えています。
- そこで、保護者の方にも協力をさせていただきたく思い、自宅において見つけることのできる小さなサインの具体をお伝えしたいと思います。

「いじめ」を受けていませんか？

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 学校や友達の話題がへった。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 服が汚れていたり、やぶれていたりする。

(文部科学省「いじめのサイン発見シート」より)

- まずは、いじめを受けているかもしれないという視点での子どもが発するサインです。
(シートを読む)

「いじめ」をしていませんか？

- 言葉づかいが荒くなる。
- 言うことをきかない。人のことをばかにする。
- 貰ったおぼえのない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。
- おこづかいでは買えないものを持っている。

(文部科学省「いじめのサイン発見シート」より)

- 次に、わが子がいじめをしているかもしれないという視点でのサインです。
(シートを読む)

「あれ？」もしかしてと思ったら・・・

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- 様子がおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめられている人が悪いわけではないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。「無視なさい」「大したことではない」「あなたも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

(文部科学省「いじめのサイン発見シート」より)

○そして、「あれ？もしかしてと思ったら・・・」
(シートを読む)

21

「あれ？」もしかしてと思ったら、学校に相談しましょう。

その他にも・・・

- I いじめの相談をすることができます。
 - 「広島市青少年総合相談センター（広島市教育委員会）」
・・・082-242-2110
 - 「ヤングテレホン広島（広島県警察）」
・・・082-228-3993
 - 「子どもの人権110番（広島法務局）」
・・・0120-007-110
 - 「こどもでんわそうだん（広島弁護士会）」
・・・090-5262-0874

- II 子ども・家庭に合わせた支援をします。
 - ・児童相談所・医師・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

○そして、「あれ？もしかして」と思ったら、まずは学校に相談してください。

○また、その他にも、子どもやその保護者が抱える様々な悩みに対して相談できる機関があります。

22

ご家族だけで悩まずに、
心配なことは
相談しましょう。

○子どもを守るのは、保護者だけでなく、学校だけでもないと思います。私たち大人がみんなで、社会全体で守るものだと思います。

○心配なことがあったら、ささいなことでも結構です。まずは相談してください。

○そして、皆さんの大切なお子さんの笑顔を守るために、私たち大人が協力し合って対応していきましょう。

23